

保険税について

1 保険税率の改定について

令和 6 年度から令和 11 年度を対象期間とする、埼玉県国民健康保険運営方針(第 3 期)に基づき、

①令和 8 年度までに赤字(法定外繰入金)を解消すること

②令和 9 年度から、市町村標準保険税率とすること

を目標として、県と市町村が取組みを進めています。また、現行の保険税 3 区分(医療分、支援金分、介護分)に加えて、新たに

③令和 8 年度から、子ども子育て支援金分が導入

されます。これらを念頭に、保険税率の改定を検討していく必要があります。

2 改定案の考え方について

現行の保険税 3 区分の、令和 8 年度の市町村標準保険税率は、11 月中旬以降に、納付金の仮算定額と併せて県から示される予定です。

なお、子ども子育て支援金分については、市町村標準保険税率が市町村に示される時期は、令和 8 年 1 月以降となる見込みです。

・現行 3 区分については、現在示されている直近の令和 7 年度の市町村標準保険税率を参考にしています。

・子ども子育て支援金分については、県から示される令和 8 年度の市町村標準保険税率を適用しようとするものです。